



おくやみハンドブック

～ ご遺族の方へ ～

謹んでお悔み申し上げます。

亡くなられた方が次の事項に該当される場合は、市役所または各地域事務所等に手続きまたはお問合せいただきますようお願い申し上げます。

令和 7 年 4 月 発行

宇陀市

★ 目 次 ★

P 1 市 民 課

マイナンバーカードの回収や戸籍謄・抄本の発行について

保 険 年 金 課

国民健康保険被保険者・後期高齢者医療保険者・福祉医療受給者・国民年金加入者または受給者が亡くなられた場合について

P 2 介 護 福 祉 課

介護保険被保険者証・障害者手帳など交付されていた方が亡くなられた場合について

税 務 課

市税の納税義務者や軽自動車など所有されていた方が亡くなられた場合について

奈 良 県 広 域 水 道 企 業 団 宇 陀 事 務 所

上下水道を使用されていた方が亡くなられた場合について

下 水 道 課

水道水以外の水を下水道に排水されている方が亡くなられた場合について

P 3 こ ども 未 来 課

児童手当などを受給されていた方が亡くなられた場合について

住 宅 課

市営住宅にお住まいの方が亡くなられた場合について

各 地 域 事 務 所

P 4 農 林 課

森林の土地を相続された場合について

P 5 農 業 委 員 会 事 務 局

農地を相続された場合について

P 6 市 民 協 働 課

実家が空き家になってしまった場合について

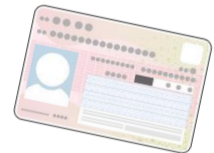
P 7 奈 良 地 方 法 務 局

登記手続の案内について

市民課

TEL 82-2143 / IP 88-9076

- ◆印鑑登録証、マイナンバーカード等の発行を受けておられた場合は、廃止されることとなります。
- ◆死亡確認ができる戸籍謄・抄本の発行は、宇陀市が本籍の方は届出日より一週間程度かかります。宇陀市以外の本籍の方は本籍地にご確認の上発行の請求をしてください。



保険年金課

TEL 82-3672 / IP 88-9086

◆国民健康保険被保険者が亡くなられた場合

国民健康保険資格確認書等の修正及び葬祭費の支給がありますので、下記のものをご持参下さい。

- ・国民健康保険資格確認書または被保険者証（お持ちの方）
- ・国民健康保険高齢受給者証（70歳以上でお持ちの方）
- ・葬祭執行者の印鑑・預金通帳
- ・相続人代表者の預金通帳（世帯主が亡くなられた場合）

※口座振替により国民健康保険税を納付されている方※

世帯主が亡くなられた場合、ご登録の口座が亡くなられた方の口座でなくても口座引き落としが出来なくなります。引き続き、口座振替をご利用の場合は、再度金融機関窓口にて新世帯主での口座振替依頼の手続きが必要です。

◆後期高齢者医療保険被保険者が亡くなられた場合

葬祭費執行者に葬祭費が支給されますので、葬祭執行者の預金通帳をご持参のうえ、お手続き下さい。

保険料の還付が発生する場合や国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主である場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。相続人代表者の預金通帳をご持参ください。

◆福祉医療受給者が亡くなられた場合

福祉医療助成金の振込先の変更手続きが必要です。相続人の預金通帳をご持参下さい。

◆国民年金加入者または受給者が亡くなられた場合

国民年金の保険料を納めていた方や、国民年金を受給されていた方は、死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金が受けられる場合があります。この場合の手続きは、市役所でできるものと年金事務所等でしていただくものがありますので、亡くなられた方の基礎年金番号をお調べのうえ、国民年金係までお問い合わせ下さい。

介護福祉課

TEL 82-3675 / IP 88-9088

- ◆介護保険被保険者証を交付されている場合は保険証をお返し下さい。なお、手続きを必要とする場合には後日ご連絡します。
- ◆障害者手帳（身体・療育・精神）を交付されていた場合は、手帳の返還の手続きが必要ですので障害者手帳と印鑑をご持参下さい。
- ◆特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当を受給されていた方は手続きが必要ですので印鑑をご持参下さい。

税務課

TEL 82-1306 / IP 88-9072



- ◆市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）の納税義務者が亡くなった場合は、相続人代表者指定届出書の提出が必要ですので、お問い合わせください。
- ◆軽自動車、二輪の小型自動車、軽二輪車、原動機付自転車（ミニカーを含む）小型特殊自動車を所有されている方（リース使用を含む）は、お問合せ下さい。なお、普通自動車については「奈良運輸支局（050 - 5540 - 2063）」にお問合せ下さい。
- ◆市税の納付を口座振替されている方は、お問合せ下さい。

奈良県広域水道企業団 宇陀事務所

TEL 82-2185

- ◆上下水道料金について
上下水道をご使用されている方が亡くなった場合は、お手続きが必要となりますのでお電話にてお問い合わせ下さい。

【お手続きの内容】

- ・使用者名義の変更
- ・お支払い方法の変更（納付書・口座振替[口座の変更]）
- ・納付書やお知らせ等の送付先変更
- ・閉栓のお申込み（上下水道を継続して使用しない場合）



下水道課

TEL 82-5627

- ◆水道水以外の水を下水道に排水されている方について
井戸水等を使用されていて下水道料金が家族人数により算定されている（認定料金）場合、人数変更の届が必要となりますので手続きして下さい。

こども未来課

TEL 82-2236 / IP 88-9080

- ◆児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給されている場合は、お手続きが必要となります。
- ◆交通事故や自然災害で父や母を亡くした児童に激励金等が給付要件により支給されますので、お問い合わせ下さい。



住宅課

TEL 82-5642 / IP 88-9096

- ◆市営住宅の名義人や同居人が亡くなられた場合は、届出が必要となりますので、お問合せください。
- ◆家賃等の納付を口座振替されている場合は、お問合せください。

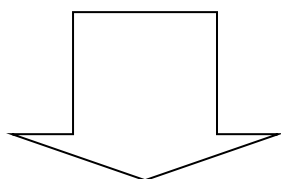
各地域事務所は、次のとおりです

- ◆大宇陀 TEL 83-2251 / IP 88-9195
- ◆菟田野 TEL 84-2521 / IP 88-9188
- ◆室 生 TEL 92-2001 / IP 88-9182

森林の土地を相続されたら農林課に届出をお願いします

森林の土地を相続したときは・・・

地元の市役所や役場の
林業担当課に**届出**を
お願いします



相続のほか、売買、贈与などにより、森林の土地を新たに取得した場合、土地所有者となった日から90日以内に届け出をすることが森林法により義務づけられています。

国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

手続きは簡単です。農林課の窓口までお越しください！

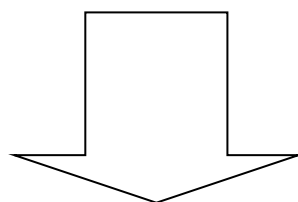
《届出書の様式は別紙のとおりです。》

農地を相続されたら農業委員会に届出をお願いします

農地を相続したときは・・・



**地元の農業委員会に
届出をお願いします**



農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を
農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越しください！

《届出書の様式は別紙のとおりです。》

実家が空き家になっ てしまったら



▶ 宇陀市役所 市民協働課
TEL 0745-82-2130
宇陀市榛原下井足 17-3

▶ NPO法人 空き家コンシェルジュ
TEL 0744-45-5210
桜井市大字粟殿 1029-5 吉本ビル 2 階



まずは相談を! どちらでも、
お気軽にお問い合わせくださいね

奈良地方法務局では、登記手続に関する案内について、全庁において予約制を導入していますので、あらかじめ電話又は窓口で日時を予約してください。

予約のない方は、その日のうちにご利用できない場合があります。

1 登記手続案内をご利用できる方

原則として登記申請を予定しているご本人様（又はその代理人）に限ります。

2 ご利用時間

できるだけ多くの方にご利用いただけるよう、1回20分以内でお願いします。

3 案内内容

登記申請に必要な書類、申請書の書き方等について、一般的な説明のみ行います。申請書は、案内後、ご自宅等にてご自身で作成願います。

4 ご注意

登記手続案内窓口では、申請書の記載内容及び添付書類についての事前確認（事前審査）はできません。

「審査（申請内容の適否）」は、申請の受付後、登記官が法律等に基づき行います。

5 登記手続案内お問合せ先

奈良地方法務局（本局）	☎0742-23-5230	葛城支局	☎0745-52-4950
五條支局	☎0747-22-2484	中和支局	☎0744-22-3045

※桜井市役所内に「桜井法務局サービスセンター」を開設しています。（不動産及び商業・法人の登記に関する証明書の交付事務のみ。登記申請の受付等は行っていないのでご注意ください。）

6 資格者代理人への依頼

資格者代理人である司法書士又は土地家屋調査士への相談を希望される方は、下記にお尋ねください。

奈良県司法書士会（TEL0742-22-6677）

奈良県土地家屋調査士会（TEL0742-22-5619）